

# ①福祉行財政と福祉計画

## 福祉行財政の実施体制

### 【自治事務／法定受託事務】

自治体の事務。

法定受託事務		自治事務
社会福祉法人の認可，児童手当等の支給，生活保護法による保護などに関する事務。		児童福祉法などの措置，介護保険，教育や福祉など自治体の独自の事務（自治体が行うべき事務の中で，法定受託事務を除いたもの）。  生活保護のうちでも，「自立の助長」に関するものは自治事務。
第一号法定受託事務	本来は，国が行うべき事務。	
第二号法定受託事務	本来は，都道府県が行うべき事務。	

### 【市町村と都道府県の役割】（主なもの）

	市町村の役割	都道府県の役割
	<p><b>基礎的地方公共団体</b></p> <p>基本的な住民サービスに関する事務を行う。</p> <p><b>高度かつ専門的な判断が求められる事務は行わない</b>（と言うか，実施する体力がないので行えない）。</p> <p>→ 例外：要介護認定，障害支援区分認定は市町村。これらは，本来，市町村が行うには専門的すぎることもあり，「介護認定審査会」「市町村審査会」を設置して外部からサポートする体制を取っている。</p> <p>保育の実施，特別養護老人ホーム・障害者支援施設の入所など，基本的に市町村が支給決定する。</p> <p>→ 児童福祉法に基づく入所は都道府県であることに注意！！</p>	<p><b>広域的地方公共団体</b></p> <p>広域にわたるもの，市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものの事務を行う。</p> <p>規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないものとはズバリ以下の通り</p> <p><b>専門職の人材確保，研修，基盤整備など。</b></p> <p>→ 例外：市民後見人に対する研修は市町村（市民を対象としているから）。</p> <p>医療計画など医療に関する多くも都道府県。小さな村では医療機関は村立診療所がただ一つということもあるからである。</p> <p>精神保健福祉センターなど精神保健福祉法に関するものも都道府県。</p>
<b>手帳の交付</b>	健康手帳・母子健康手帳	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（申請窓口は市町村）。

	<p><b>覚え方ポイント！</b> 健康手帳・母子健康手帳は申請者に交付する（高度かつ専門的な判断は必要とされない）。身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付には障害判定が伴うため、極めて高度かつ専門的な判断が求められる。</p>	
事業所指定	<p><b>（介護保険法）</b> ・地域密着型サービス事業者 ・居宅介護支援事業所 ・介護予防支援事業者 <b>（障害者総合支援法）</b> ・指定特定相談支援事業者 <b>（児童福祉法）</b> ・指定障害児相談支援事業者</p> <p>※指定一般相談支援事業者の指定は都道府県。</p>	<p>事業所指定は、基本的に都道府県の事務。</p> <p>※左にたくさん列記されているので、市町村による指定が多いように見えるが、基本的に左記以外は都道府県の事務なので、実は都道府県による指定が一般的であり、市町村による指定はレアケース！！</p>
	<p><b>覚え方ポイント！</b> ケアマネジメントを行う事業者の指定は、介護保険、障害（児・者）福祉ともに市町村の役割。</p>	
障害児支援	障害児通所支援。	障害児入所支援。
	<p>障害児入所支援が都道府県の役割である理由は、障害児の入所は、親子を引き離すことになり、極めて高度かつ専門的な判断が求められるからである。児童相談所が、必要に応じ子どもの心理学的、社会学的、医学的判定を行って入所の必要性を判断する。</p>	
	<p><b>覚え方ポイント！</b> 障害児支援は、通所は「市町村」、入所は「都道府県」。</p> <p><b>注意ポイント！</b> 指定特定相談支援事業者は入所サービス、居宅サービスとともにケアマネジメント業務を行うが、指定障害児相談支援事業者がケアマネジメント業務を行うのは、障害児通所支援のみである。 → 詳しくは「⑧障害者に対する支援と障害者自立支援制度」で。</p>	
自立支援医療（障害者総合支援法）	<p>育成医療（児童福祉法） 更生医療（身体障害者福祉法）</p>	<p>精神通院医療（精神保健福祉法） ※申請窓口は市町村</p>

### 【行政不服申立制度】

審査請求	処分に不服があった場合に行う。
再調査の請求（例外規定）	<p>不服申立が大量発生する国税などに対する例外的なもの（個別の法に再調査の請求の規定がある場合）。</p> <p>処分庁が簡易な手続きで事実の再調査し処分見直しを行う。審査請求するか再調査の請求にするかは選択制。</p> <p>※再調査の請求を審査請求より先に行わないとダメということではない！！</p>
再審査請求	審査請求に対する例外的な不服申し立て。
不服申立の方法	原則として書面で申し立てることになっているが、障害者総合支援法や介護保険法などで口頭での申し立てが認められているものもある。

<b>不服申立期間</b>	処分があったことを知った日の翌日から3か月（改正前は60日）。
<b>第三者機関</b>	裁決に妥当性があるかを審査する機関。

**【不服申立てと苦情申立ての整理】**

不服申立て&苦情申立て		不服内容	不服申立て機関&苦情申立て機関
不服申立て	行政処分に不服のある場合	国民健康保険の保険料	国民健康保険審査会（設置は都道府県）
		要介護認定	介護保険審査会（設置は都道府県）
		障害支援区分認定	都道府県知事 ※都道府県が障害者介護給付等不服審査会を設置している場合は、その審査を同審査会に行わせることができる。しかし審査請求先は、都道府県知事。
		生活保護の決定	都道府県知事
苦情申立て	提供されたサービスに不服のある場合	福祉サービス	運営適正化委員会（設置は、都道府県社会福祉協議会）
		介護保険サービス	国民健康保険団体連合会（国保連）

**【生活保護制度における不服申立制度】**

<b>不服申立</b>
<p>現・生活保護法で認められたもの。</p> <p>※生活保護法には不服申立て制度があるが、制度がない法律の場合は、行政不服審査法の手続きを取る（児童福祉法など）。</p>
<b>審査請求</b>
<p>都道府県知事への不服申立て。</p> <p>事務所長が決定した処分に不服のある者は、その処分を知った翌日から<b>3か月</b>以内に、都道府県知事に対して審査請求ができる。都道府県知事はこれに対して採決する。</p>
<b>再審査請求</b>
<p>厚生労働大臣への不服申立て。</p> <p>都道府県知事の裁決に不服がある場合、その裁決を知った翌日から30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求ができる。厚生労働大臣は、これに対して採決する。</p>
<b>裁決すべき期間</b>
<p>審査請求に対して、厚生労働大臣及び都道府県知事が採決すべき期間は、第三者機関の諮問による場合は</p>

70 日以内，それ以外は 50 日以内。
<b>審査請求前置主義</b>
<p>審査請求の裁決の後でなければ行政事件訴訟は起こせないこと。</p> <p>行政不服審査法の改正によって，処分後すぐ訴訟を提起することができる法制度もあるが，生活保護法は現在も審査請求前置主義が採用されている。</p>
<b>訴訟</b>
<p>訴訟は，審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。</p> <p>審査請求の裁決の後でも，再審査請求の後でも訴訟を提起することができる。</p>

## 2. 福祉行財政の動向

### 【国家予算】

約 100 兆円。 → 本当はもう少し多いが，覚えるのはこの数値で十分！！

内訳で最も多いのは，厚生労働省予算（約 30%）。金額は約 30 兆円。

国の当初予算の内訳		国・地方を通じた 目的別歳出純計額構成比	
内訳	構成比	目的	構成比
<b>社会保障関係費</b>	<b>約 30%</b>	<b>社会保障関係費</b>	<b>約 30%</b>
国債費	約 20%	公債費	約 20%
地方交付税交付金	約 15%	機関費	約 10%
教育費	約 10%	教育費	約 10%

※**公債費**：国あるいは地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金と利子の合計額。国と地方を比べると国の方が大きい。

国・地方を通じた目的別歳出純計額構成比は，令和 2 年は新型コロナの影響で，上記の表にはない「産業経済費」が 2 位に踊り出ているが，最も多いのは「社会保障関係費」であることを覚えておけば OK！

### 【社会保障関係費】

社会保障に使われる国家予算。現在は約 36 兆円。

国家予算の 30% で，最も大きな割合を占める。

### 【地方の歳入】

<b>地方税</b>	約 40%
<b>地方交付税</b>	約 15%
<b>国庫支出金</b>	約 15%

## 【地方の歳出】

**目的別歳出**：目的に着目した分類。総務費、民生費、土木費、教育費、公債費などがある。

歳出内訳 (目的別)	順位	市町村+都道府県	市町村	都道府県
	1位	民生費	民生費	教育費
2位	教育費	教育費	民生費	
都道府県と市町村を合計すると、民生費が一位になるが、都道府県と市町村に分けた場合は、都道府県の一位は教育費となることに注意。 都道府県は市町村立の義務教育学校教職員の人件費を負担しているため。				
財源別構成費	1位	一般財源等 約65% → 使い道は自由なお金。		
	2位	国庫支出金 約30% → 使い道が決まっているお金。		
<b>(覚え方ポイント)</b> 地方分権化に伴い、国庫支出金を減らし、地方に財源移譲した。悪く言えば、国はお金を出さないから、自分たちで工夫して財源を確保しなさい、ということである。				

## 【民生費】

地方自治体における社会福祉にかかる費用。

※社会保険（介護保険と国民健康保険）は、民生費とは別に計上される（社会福祉制度ではないため）。

**扶助費**：社会保障制度の一環としての生活困窮者・高齢者・児童・心身障害者等への支援に要する費用。

**補助費等**：ほかの地方公共団体（都道府県から市町村など）、法人等に対する支出。

**補助事業**：国庫補助を受けて実施する事業。

**単独事業**：国庫補助を受けずに自主的に実施する事業。

合計額	市町村（約22兆円） > 都道府県（約9兆円） （市町村は都道府県の約2.5倍）			
	<b>(覚え方ポイント)</b> 市町村が児童福祉、社会福祉などにかかわる事務を行っているため、都道府県よりも規模が大きくなる。			
歳出内訳 (目的別)	順位	市町村+都道府県	市町村	都道府県
	1位	児童福祉費	児童福祉費	老人福祉費
	2位	社会福祉費	社会福祉費	社会福祉費
	3位	老人福祉費	老人福祉費	児童福祉費
	4位	生活保護費	生活保護費	生活保護費
<b>(覚え方ポイント)</b> 都道府県と市町村ではトップに違いがあるが、生活保護費はいずれも第4位である。国試では、例えば「生活保護費が第1位である」といったように出題されることを覚えておこう（間違い選択肢）。 ※2位と3位は、年度によって順位が変わるので、絶対にそこはねらわれない！！				
<b>(市町村の第1位が児童福祉費である理由)</b> 人件費は都道府県が負担しているが、建設費・運営費等は市町村が負担しているため。国レベルでは老齢年金、老人医療費が多いので地方も老人福祉費が多いように感じるが、実				